

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2018 年 9 月 14 日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.35

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.26

合同
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会／第9次横田基地公害訴訟原告団

※NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

NEWS内容 (CONTENTS)

11/30 立川地裁判決～事前集会は10時～予定……………	1	新田原基地訴訟支援～ｽﾌﾟﾚｲの熊本地震救援を考える……………	5
原告の最終意見陳述は(浅井さん)……………	2	4/26 新田原基地視察～4/27 新田原基地訴訟弁論に参加……………	6
原告の最終意見陳述は(青山さん)……………	3	経過報告と今後の予定……………	7
原告の最終意見陳述は(福本さん)……………	4	10/1 オスプレイ配備反対！抗議集会……………	8
		「うるさい！」＝抗議先一覧, 天欄……………	8

日程は予定で、裁判所の確定回答待ちです。

11月30日11時立川地裁判決 事前集会は10時緑町北公園

立川地裁1階101号法廷(法廷は予定) 判決言渡しは午前11時～

11月30日は立川地裁で午前11時から判決言い渡しの予定です。裁判所からこの日でよいかどうかの問い合わせが9月7日にあったところですが、まだ確定していません。

7月19日の第29回の法廷で、東京地裁立川支部での口頭弁論は終わりました。その後CV-22 オスプレイの横田基地への正式配備の発表があり、CV-22だけでなく、夜

間のC-130Jによる訓練も恒常化する中で、横田基地周辺はうるさく・危ない毎日になっています。この状況を裁判所がどう判断するのかについても注目されるところです。

なお11月30日の詳しい予定は、詳細が決まり次第お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

裁判所に行くのが身体的にきつい方は、車で送迎をします。下記にお申し出ください。

◇090-4951-0800 (福本携帯)

原告の最終意見陳述は…

7月19日に第29回目の弁論が開かれ、3人の原告による意見陳述、全国基地爆音訴訟弁護団から松崎弁護士（嘉手納爆音訴訟弁護団）の応援弁論、私たちの代理人・山口弁護士による意見陳述が約1時間余りかけて行われました。

当日傍聴に来られた方には、当日のNEWSで陳述内容をご覧いただきましたが、傍聴に来られなかった方のために、原告3人の方達の陳述内容を、紹介します。なお、紙面の都合上一部省略しています。

なお、7月19日当日は、多くの支援者・団体（〈敬称略＋省略表記ですみません〉三多摩平和運動センター、小田急バ

ス労組、立川バス労組、国労八王子、八王子市職労組、昭島市職労組、三多摩交流センター）、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議（第五次厚木原告団、厚木爆同、第2次新横田原告団）、全国基地爆音訴訟弁護団（第3次嘉手納弁護団、第2次新横田弁護団）から34名、私たち原告団＋横田・基地被害をなくす会から36名が傍聴に駆けつけてくれました。

このほかにマスコミ関係者をいれて、法廷は満席となり、途中で傍聴交代もせざるを得ませんでしたが、整然とした法廷運営がなされました。皆様のご協力に感謝いたします。

（第9次横田基地公害訴訟原告団・事務局）



↑事前集会の公園から裁判所に向かい、隊列を組んで行進



↑法廷が終わってからの、報告集会。報告を行う佐竹弁護士

浅井陽介さん（昭島市・美堀町）の陳述

＝紙面の都合上、一部省略しました。

居住歴と現在の生活状況、飛行騒音による被害歴を述べたのち（特に防音工事についてを中心に陳述しました）…

飛行コースも最近は基地周辺上空を旋回している様子をよく見かけます。また近年オスプレイの発着が頻繁にみられます。重低音の体に響くような独特のプロペラ音のオスプレイは、これまでと違う騒音と、墜落の危険性と相まって、横田基地に配備される不安がますます高まります。

私は、高血圧症で十数年以上も治療中です。原因の一つに夜間騒音による睡眠障害やストレスも大きな原因だと思えます。現在やっている仕事は早朝の勤務もあり朝4時ごろには起きるため、前夜9時、10時には床に入るようにしていますが、夜中に飛行機が飛ぶと目が覚めてしまい、一度目が覚めるとなかなか寝られず辛い思いをしています。

横田基地の飛行機の騒音は、毎日の生活に様々な被害を及ぼしています。騒音によって互いの声が聞き取れず会話が中断され、家族のだんらんも阻害されます。テレビを見ているいいところで飛行機の騒音で何も聞こえなくなり、とてもイライラします。また、電話をしていても、飛行機が飛ぶと

電話での会話も中断されてしまいます。また、飛行機の騒音による振動によって、自宅が揺れるという被害を受けています。振動によって、早朝に起こされたこともあります。

私の家は、昭和54年に寝室2部屋の防音工事を行いました。しかし、大きな音はあまり減音されませんでした。当時幼かった子供たちを寝かしつける時、防音工事をした寝室の中でさえ飛行機の騒音に耳をふさいでやったことも度々でした。また、常に部屋を閉め切って生活することはできませんのであまり工事の効果を感じることはありませんでした。今は、工事から何十年も経ってしまっていて防音サッシ窓と柱の間の隙間も大きくなり外からの音が軽減されている感覚は全くありません。

最初の空調機の工事の際、換気扇の取り付けが悪く、大雨が降った夜間、換気扇と壁の間から雨水（あまみず）漏れが起き、自らずぶ濡れになりながら応急処置をした記憶があります。その周りの壁と柱はいまだに雨漏れの染み跡がハッキリ残っています。更に天井の工事では、防音材に木目プリントを貼った天井板が暖房をつけると剥がれ落ちてきてしまい、仕方なく釘で板を打ち付け落ちてこないようにしてある状態になっており、防音工事によって逆に家の状態が悪くなってしまいました。

3 ページ上へ続く

これらの状態は、昨年9月15日に行われた今回の裁判の現場検証の際、裁判長はじめ関係者の皆様に見ていただきご確認いただいた通りです。更に防音工事の申請から認可工事まで、時間がかかり過ぎるのも問題です。空調機が壊れてしまい取り換えの申請をしたところ2年もかかりました。当時、高齢の母が寝たきりで自宅介護の状態でしたので、早く取り換えて少しでも良い環境で暮らしてもらいたかったのですが、結局間に合いませんでした。

防音工事を過大評価するのは間違っていると思われます。完璧な防音工事をしたとしても、私たちの生活はその部屋の中だけで暮らしているわけではありません。ましてや拙宅での工事で見られるように不完全な工事や、年数が経てば経つほどサッシ、建具等のゆがみ等が現れることで防音効果がなくなってきました。先ほど述べた現地調査の前に、拙宅の防音工事施工済みの部屋と、隣り合った施工していない部屋で原告団の方が独自に騒音測定をした際、防音効果に違いは見られませんでした。それは、私の体感と同じ結果でした。

前回の裁判の賠償金についての判決で、防音工事を施工した部屋数で賠償金が減額されましたが、これだけ劣化し役に立っていない防音工事であるにもかかわらず、防音効果を認める結果の判決には到底納得いきませんでした。

私は、これまで2回騒音差し止めの裁判に参加してきました。小さい頃からひっきりなしに上空を飛ぶ飛行機の騒音被害を受け、昭和40年代のベトナム戦争当時はジェット戦闘機が頻繁に頭上を飛び交うなど恐ろしい思いをしていました。昭和51年に自宅に戻って来てからは、何十年も経っているのだから、今後少しは騒音被害等も少なくなるだろうという淡い期待をもってこれまで生活をしてきましたが、時間

が経過しても、何度裁判を経ても結局騒音被害は何ら改善されていません。半世紀以上、米軍基地による騒音被害で悩まされている現状はまさに異常と思われます。

自宅周辺的美堀町では、昭和42年頃、基地の拡張と当時制定された法律により、昭和飛行機株式会社の社宅を中心とした集団移転が行われ、その周辺の住宅・商店街も移転が続き町の崩壊とともにたくさんの同級生たちとも離れ離れになってしまい寂しい思いをしました。

これまでの裁判では、騒音被害について過去の被害は認めているものの、将来分の被害の賠償は認めていません。判決が出た翌日から騒音が無くなるならともかく、差し止めを認めない以上飛行は継続し次の日から騒音が発生することが明確であるにもかかわらず、その被害が認められないのは理解できません。

また賠償の認定だけでなく、夜間飛行の差し止めと学校住宅等の上空での訓練飛行等は何としても止めさせてください。私共は、私も息子も拝島第2小学校に通っていました。現在近所に住む孫も拝島第2小学校に通っています。飛行機は校舎の中や校庭で、遊び遊んでいる子供たちの真上を飛んでいるのです。幸いにもこの小学校での事故は今までありませんが、いろいろな所で落下物等の事故が発生したり、とにかく問題の多いオスプレイが飛び交い配備されると話を聞きますと恐怖感が増大します。この国の未来を担う子ども達を危険にさらすような学校の上空での飛行や訓練は絶対に差し止めてください。

最後に、裁判所には1日も早く、静かな夜と安全な住環境を取り戻せるような判断を示していただけるよう心からお願いをいたします。

青山由美子さん（昭島市・美堀町）の陳述

＝紙面の都合上、一部省略しました。

居住歴と現在の生活状況、飛行騒音による被害歴を述べたのち（特に子育てや障害を持つ夫との生活被害を中心に陳述しました）…

…そして暮らし始めて時が経つ中で、騒音がこんなにも生活に密接した被害であり、大きな影響を及ぼすものであると、みえにくくともその被害を徐々に実感してきたのです。その音は家族の日常の会話を容赦なくさえぎり、時には耳をふさがざるを得ないこともあります。戦闘機のような早い飛行機は音がし始めたなと思うと耳をふさぐまもなくものすごい音と振動で身体がふるえることがありました。

子供が生まれ少し経つころ、夏の暑い日には窓を開け、心地よい風を感じながら子供と一緒に昼寝をしようとウトウトしていると、地響きをたてながら続いて何機もの戦闘機が飛んでいきました。その音はあまりにも大きく、寝ている子供もその大きな音で起こされ、泣き出し、私も突然の騒音に心臓がどきどきしてそこから眠れなくなってしまいました。そのような状況は日常茶飯事とまでならずとも頻度は多く、家族の団欒や憩いのひとときを害する脅威に感じてきました。そのような騒音で起こされた娘は、十分な睡眠がとれなかったため、夕方頃にひどくぐずったり、リズムがくずされるこ

とで身体的にも精神的にも悩まされることもありました。

子供が成長し、現在、拝島第2小学校に通うようになりました。飛行機の騒音は登下校中の楽しい友達との会話をも阻害し、また授業においては先生の言葉が聞こえなくなると言います。授業への悪影響は計り知れません。校庭での授業（体育や休み時間など）においては会話をさえぎるような騒音はもちろん、飛行機から排出される排気ガスが脅かす健康被害も危惧しています。学校では、飛行機が通過するときには先生は必ず上空からの落下物がないかを確認するそうです。近くの羽村市では訓練中のパラシュート落下事故がありました。特にわが子の通う拝島第2小学校は、学校の真上をかなりの近距離で飛行しているのです、そのことを知ったとき、もし、自分の子の頭上に何らかの落下物が落ちてきたらと、想像するだけでも震える思いでおります。小学校というのは、子供の身体と精神がいちじるしく成長する大切な時期であり、非常に多感な時期です。授業が騒音で阻害されることは日々知らず知らずのうちに集中力を低下させる原因になりかねないと考えます。アメリカでは学校や病院の上は飛行訓練ができない定めがあるとききます、それは飛行機の騒音が子供の成長を妨げる要因であり、病院においては、病に伏している患者に悪影響であると示していることとなります。

子供にとっては毎日の学校生活で騒音を感じ、家に帰ってもその騒音が続くこととなります。これは騒音はあっても

り前と認識してしまうという精神的に大変な被害であると実感しています。子供は、幼少期には強く感じていた恐怖感も今は、飛行機音にうるさいと感じつつも日常の当たり前のことと認識し始めていること自体に怖さを感じています。私の場合は幼い頃このような環境ではなく大人になってこの被害を受けることで当たり前と感じるより未だに慣れることなどなく、不快感と恐怖感が勝っています。これは子供の成長過程で幾度となく騒音を感じさせられていることでいつのまにか常識的に受け入れられるようになってしまっているものだと感じます。

また、飛行時間には制限が設けられ、夜 10 時をすぎても飛行してはならない約束があるにも関わらず、どここの家庭でも子を寝かしつけている夜 9 時をすぎても、飛行機は普通に大きな音をたて飛んでいきます。「今日も夜遅いのに飛んでいるね」と子供と話をすることがよくあります。やっと眠りについた子が夜中に騒音で起こされてしまうこともしばしばあります。寝不足で学校に行くことにも親としては大きな不安となっています。子育て中の親としては夜 8 時すぎには飛行しないことを望みます。

夫のことについて触れさせていただきます。私の夫は 2012 年 9 月に脳出血で入院し 2014 年 1 月に退院、現在は自宅からリハビリ通院や職業訓練に週 3 回はかけています。週 2 回は自宅でリハビリをしています。夫は子供が好きで、念願の保育士の職業につき、ある市立の保育園で働いていました。突然の病で障害者となり免職しました。昭島で生まれ育った夫は幼少期には騒音に驚き母親に抱きついて泣いていたそうです。成長するにつれ馴らされてしまったと言っていました騒音にはとても敏感です。特に退院後は家にいる時間が多く深夜、早朝はもちろんですが、昼間帯も騒音に悩まされています。パソコン操作時や音楽リハビリのときは集中できないなど騒音に対する不安・イライラ感が高まっています。航空機騒音に加え、基地内での大音響は西武拝島ハイツの各棟に響き、近くで墜落でもしたのではないかと不安がっています。米軍機の墜落事故や緊急着陸、部品の落下事故のニュースなどから最近は特に不安がっています。車椅子でのリハビリ通院や訓練は健康者より心身に負担が多く、夜、ぐっすり寝ているときに突然の騒音に起こされると眠れなくなり、それはとてもつらいことです。翌日は寝不足でリハビリに集中できずストレスが相当溜まっていると感じています。夫にとっては昼間だけでも十分大変です、せめて夜の時間や早朝の睡眠時の離発着や訓練は絶対にやめてほしいです。

このような被害はこの地域に住み、暮らしてみなければわからないことです。目には見えにくい被害であり長きにわたりこのような環境下で暮らしてみなければ実態を把握しにくいことだからこそ、住民がこのように訴えかけているこの思いを受け止めていただき、この横田基地の騒音問題は被害がこれ以上拡大する前になくしていくことを強く求めます。未来ある子の成長に関わり夫のような病で苦しんでいる方や高齢者にとっては特にこの問題はとても重要なこととなります、どうか未来のために必要な決断を強く強く望み、私の訴えとさせていただきます。

福本道夫さん（原告団・団長）の陳述

＝紙面の都合上、一部省略しました。

1. 横田基地の主な出来事（2018 年 2 月以降）

本年 2 月 15 日以降、以下のような出来事が起きました。

1-1 CV-22 オスプレイの横田基地配備決定と飛来

4 月 3 日、「今夏に CV-22 オスプレイ 5 機を横田基地に配備する」「今週の後半に、横田基地に 5 機を飛来させる」との発表が在日米軍からなされました。

翌 4 月 4 日には輸送船から CV-22 が横浜ノースドックに陸揚げされ、4 月 5 日にはそこから離陸、東京湾を出て相模湾経由で横田基地に飛来しました。（以下、飛来の際の様子、5 月 29 日の再飛来など＝省略）

6 月 23 日、奄美空港の 1 機を除く CV-22 オスプレイ 4 機は、横田基地に無通告で再々飛来しました。

（中略）6 月 28 日以降本日に至るまで土日を除けば、ほぼ毎日、1 機乃至複数機が離陸し、旋回訓練、離着陸訓練を行っていることから明らかです。6 月 28 日には神奈川県相模原市、7 月 2 日には埼玉県所沢市や東京都と埼玉県にまたがる大和田米軍通信施設付近での飛行が目撃されています。（中略）さらに、横田基地から岩国基地や三沢基地へのとんぼ返り訓練も行っており、様々な訓練に対応できる運用を行っています。

9/11 CV-22 による基地内での離着陸～低空での移動訓練（大型バイクのエンジン破裂音のような大音響）



1-2 パラシュート降下訓練における事故

本年 4 月 10 日にはパラシュートの部品落下事故がありました。これは、横田基地所属の C-130J から米兵が降下した際の事故でした。落下した補助パラシュートの誘導傘は、羽村第三中学校の校庭で発見されましたが、軽いものとはいえ、落下場所が異なれば、交通事故等の 2 次災害が起きる可能性の大きいものでした。

また、この際の降下訓練は、米軍に提供している横田空域を約 160 m 超えた高度 3,810 m で行われたものでした。

（中略）

1-3 C-130H に代わる新型機 C-130J・14 機が全機揃ったことについて

4 月 27 日には、常駐機 C-130H に変わる新型の中型輸送機 C-130J の 14 機目が飛来し、新型が全機揃いました。

（中略）

1-4 深夜・早朝の大型機の離着陸

6月12日にシンガポールで行われた米朝首脳会談の影響だと考えられる、大型輸送機や空中給油機の飛来がその前後の期間に急増しました。また、同時期に日米合同委員会合意を逸脱する時間帯午後10時以降翌日午前6時までの深夜・早朝の飛行が増加しました。

例えば、基地に隣接する立川市中里地区に設置された騒音記録計のデータを見ると、6月6日から6月16日の間に、午後10時以降午前6時までの時間帯に70dB(A)～100dB(A)の航空機騒音が周辺地域に鳴り響いていたことが判明しています。この期間に記録された航空機騒音を時間帯別に集計すると、午前0時台1回、2時台2回、3時台2回、4時台8回、5時台1回、22時台2回、23時台5回となっています。ちなみに日曜日の6月8日は0回でした。

(中略)

1-5 戦闘機の大量飛来

7月7日、無通告で8機のF-22が飛来しました。そして翌7月8日には同様に無通告で18機のF-15が飛来しました。また、これらは、空中給油機KC-135数機や特殊作戦機MC-130等も伴っていました。結局は沖縄本島の嘉手納基地から台風避難でやってきたことが後に判明しました。しかし、その前の週6月29日に、5機の空中給油機KC-135、3機の輸送機C-130が台風避難で横田基地に飛来することについては、基地周辺自治体にその旨を通告していたにも関わらず、7月7日・8日の無通告での飛来理由は示されませんでした。最終的には戦闘機は1機増え27機になり、100dB(A)は超えていたであろう大音量を25回分基地周辺にまき散らし、空中給油機を伴って離陸していったのです。

2. 全国の基地訴訟判決の流れ

(中略)…しかし、一方で1981年7月に出された第1・2次横田基地公害訴訟東京地裁八王子支部判決から始まった全国の軍事基地公害訴訟判決の流れを無視することはできない(中略)と思います。

この間、最高裁判決を含む全国の基地訴訟判決は30回を優に超えています。横田基地に係る判決だけでも12回です。

現在に至るまで多少の紆余曲折はありますが、概ね、以下の通りだと私は判断しています。

2-1 飛行差し止めについて

自衛隊機についてのみ制限する判決が出された例がありますが、最高裁では認められず、飛行差し止めが認容されて確定した判決はありません。

2-2 損害賠償について

(中略)…一度だけ第1次厚木基地訴訟高裁判決で損害賠償すら認めない判決が出ましたが、最高裁で差戻しされ、コンター75Wの内側居住者に対し損害賠償を認める判決が、どの基地訴訟でも出されています。

2-3 損害賠償額

85W地域で比べると月額で6倍～9倍以上になっています。例えば75W地域で月額7000円になっている普天間基地訴訟(2016年11月地裁)や嘉手納基地訴訟(2017年2月地裁)での判決に対し、厚木基地訴訟(2016年12月最高裁)や第2次新横田基地訴訟(2017年10月地裁)では月額4000円でした。

2-4 損害賠償額の減額と将来請求

「危険への接近」を理由とする減額は、直近の基地訴訟判決ではすべて不採用となっています。基地訴訟では「危険への接近」は死語となりつつあります。

「防音工事減額」については、様々な例がありましたが、2017年10月の第2次新横田基地公害訴訟では一律10%の減額になっています。(中略)

将来請求については、期間限定とはいえ、認められる例が3回は下されています。ただし、高裁で出された判決は最高裁で覆されています。

3. 今まで出されてきた判決への疑問

3-1 飛行差し止めについて

損害賠償で被害を認めているのに、なぜその被害を取り除く道筋が未だに見出せないのでしょうか。これについての一歩進んだ判断がなされない限り、私たちは裁判を繰り返さねばならないのでしょうか。

3-2 損害賠償額の変化と計算方法について

(中略)1976年の裁判提訴以来40年を経過しているにもかかわらず、防衛省は環境省の定める最低基準値70Wのコンターを引こうとはしていません。(中略)防衛省は、会計検査院からNHK受信料の助成制度について「制度の開始以降、飛行場周辺の社会状況や騒音状況が変化しているにもかかわらず、制度が長期間見直されていない。」と指摘されると、科学的根拠を示さないまま打ち切りを決定する措置を行いました。防衛省の仕事は弱い者いじめとしか思えません。

3-3 防音工事減額について

(中略)防衛省は、防音工事の機能復旧工事について、空気調和機器や防音建具について、「住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない」ものについて、90%から100%の補助金を出すと、防音工事説明書に書いています。つまり、防音工事完了後10年を経過すると、その効果がなくなる場合があることを言っているに等しいのです。

従来の判決では、防音工事を取り壊した場合は、損害賠償減額を行わないという判断はしましたが、ひとたび防音工事を行うと、何十年経ってもその効果があるかのように減額されてきました。裁判所の辞書には「経年劣化」という言葉はなかったのでしょうか。

3-4 将来請求について

「今夏にCV-22オスプレイを配備する」ことが実施されるなら、横田基地での騒音被害と事故への危険性は倍増する可能性があります。まだ確定ではないにせよ、今後当分の間は被害が増加することはあっても減少することはないといつてよいでしょう。

(中略)横田基地の飛行騒音が違法状態にあると判断をされるのであれば、その問題解決を促すためにも、将来の損害を見据えた判断をしていただきたいのです。

4. 最後に

(中略)1986年7月の第1次・2次横田基地公害訴訟の東京高等裁判所は、判決理由の中で「戦時の場合は別にして、平時においては国防のみがひとりひとり他の行政に優越するということは、憲法全体の精神に照らし、許されないこ

新田原基地爆音訴訟支援行動に参加して～オスプレイの熊本地震救援を考える

第9次横田基地公害訴訟原告団
近藤 浩（副団長）

本年4月26日～27日、横田基地公害訴訟原告団と基地被害をなくす会3名で、新田原基地訴訟の支援に行ってきた。新田原基地訴訟原告団は、昨年12月に結成されたこの4月27日が第一回目の公判であり、全国の基地訴訟の仲間が集まった。

新田原基地は、宮崎県南部宮崎市の北に隣接する新富町にある滑走路2,700mの自衛隊基地である。その前身は、S.15年に設立された陸軍新田原飛行場であり、特攻隊の前進基地でもあった。近年は米軍との共同訓練も行われるようになり、米軍宿舎も完備されている。

26日は現地視察ということで、午後宮崎駅から案内のバスで新富町に向かい、途中新富町役場から現地原告団役員の方が乗り案内をして頂いた。被害地域は、新富町はもちろん西側の西都市などにも広がっているとのことである。

現地ですぐ驚いたのは、戦闘機の訓練によるものすごい爆音であり、何度も旋回を繰り返していた。特に凄かったのは、滑走路2本を使った2機同時に離陸する訓練があり、当然爆音は倍化することになり、嘉手納から来てた人も「こんなのは初めて見た。」と驚いていた。

また、過去には何度も墜落事故があり、現地の人は「まだ子供だったが、もの凄い恐怖だったのを覚えている。」と語っていた。

被害は人だけでなく、家畜にも現れるそうで「猪が、ストレスで自分の子を食い殺すこともある」という話も聞いて衝撃的だった。

（以下は5ページ下段からの続き）

とである」としています。

この間の裁判所の判決では、第三者行為論なる論理で、アメリカ合衆国の違法行為を見逃がしてきました。また、それを放置している日本国政府は、自国の軍隊＝自衛隊までもが必要以上の被害を基地周辺にもたらしていることについて、反省の弁もありませんでした。

また、国と国との約束であるはずの日米合同委員会合意について、日米両政府はそれを遵守しようと努力していないばかりでなく、遵守されているかどうかの検証すらしていません。

（中略）日本国は米国に対し、独立国として、堂々と自国の国民の人権も米国の国民と同様の重さがあることを主張しなければならないと思います。（中略）

裁判所が基地被害を被害として認め、その原因を取り除く筋道を示さない限りこの裁判は終わりません。どうか、このような裁判が40年も続いていることの矛盾やその現実

とにかく、「何十年も我々はほおっておかれた」ということであり、長年の町や議会への働きかけ、署名活動などその努力と歩みが伝わってくるものであった

27日の午前中は、全国基地訴訟原告団連絡会事務局会議にも出席の機会を得、全国の状況の交流・NHK受信料助成打ち切りへの取り組みなどが議論された。会議では、新田原基地訴訟原告団も全国基地連絡会議へ新たに加盟することとなり、力強い思いがした。

全国の仲間と力を合わせて、基地被害が無くなるまで頑張っていこう。

28日の帰りには、私の出身地でもある熊本に、地震復興状況の視察で立ち寄ってきた。宮崎から熊本空港のルートであり、主に阿蘇地域を回ってきた。ニュースなどで阿蘇大橋の陥落は有名になったが、それ以外はどうなってるのか、よくわからないのが実情だった。

大震災から2年経った今、この春開通したばかりの道路や未だ未開通の道路もあり、あちこちで土砂崩れの跡や工事の現場があった。秘湯ムードで有名な温泉宿もアクセス道路が未開通である。美しい山肌が崩れ痛々しい場所も多かった。山頂へのロープウェイは壊れたまま復活の目途も立たないままである。トロッコ列車で有名な南阿蘇鉄道は一部景勝地が未開通であり、トンネルは直しようがないということである。山を削って開通させようという話もあるが、自然保護を考えるとそれが果たしていいのかどうか、難しいところである。とにかく、すごい被害状況だったということを実感したが、観光客もかなり戻ってきているし、力

と向き合って、解決の道を示してください。

被告である国に対して言わせてもらいます。このような裁判は起こってはならない裁判です。国民の生活や命を守るべき国が、その責を果たしていないから起こされている裁判であるとの認識を持ってください。また、私たちが40年以上も裁判を続けていることに対し、被害の原因を作っているアメリカ合衆国側と問題解決を諮る交渉の前面に立つべき外務省の担当者が法廷に一度でも顔を出したことがあるのでしょうか。外務省が私たちの声を聴く気がないことが基地被害の問題解決に国が本腰を入れる気がないことの現れです。

（中略）全国に私たち同様の基地被害に対し声を上げている4万人を超える原告が存在している現状を踏まえて、裁判官の皆さんが、今までの判決から一歩も二歩も踏み込んだ勇気ある判断を示されることを、切に願うものです。

強い復興が期待されるところである。

さて、基地被害に関する話として本題になるが、熊本地震直後オスプレイが救援に着陸したという「南阿蘇村白水運動公園」に足を運び、この目でしっかりと確認してきた。そこは、幹線道路に面したソフトボールの試合が四面取れる広い場所だった。この一事でも、「滑走路がいらない」が売りのオスプレイは、かなり条件のいい広い場所が必要であることが推測できる。普通の輸送ヘリで、もっと条件が悪いところにもどんどん救援物資を運んだほうが効率的である。

また、物資を運んだ熊本空港に隣接する高遊原駐屯地からは車で40分ほどの場所であり、何も「ヘリより長距離を速く飛べる」が売りのオスプレイで、わざわざ運ぶ必要はない。

これらのことから、熊本地震ではオスプレイ出動の必要性は全く無く、政治的パフォーマンスであったことは明らかである。政

治的パフォーマンスの為に震災を利用するなど、許しがたい暴挙である。さらに怒りを感じたのは、離着陸時公園に水を撒いたということである。ご存知のとおり、オスプレイは離着陸の際下方に熱風を噴射するため、「和歌山での訓練の時、草が燃えた」などがあった。この広い公園に自衛隊の給水車で、大量の水を撒いた訳だが、それだけの水があるなら、被災者の人たちに廻してあげればどれだけ助かったか。私は被災地支援ヘボランティアで何度か行ったが、被災地で必要なのは、まず水である。

阿蘇は、世界ジオパークや世界農業遺産にも指定され、世界最大級の規模を持つ雄大で美しいカルデラ式火山である。水に恵まれ、古来より人が住み、文化を育んできた。

軍需産業の塊のようなオスプレイは、阿蘇の山々には似合わない。

経過報告と今後の予定 (2018年6月16日～)

- * 6/16 オスプレイ連絡会署名 拝島駅南口
- * 6/16 米軍基地反対集会・デモ (米軍基地反対実行委)
- * 6/17 オスプレイ横田配備反対集会 (平和運動C主催)
- * 6/19 7/19 意見陳述打合せ
- * 6/20 横田基地周辺自治体要請行動 (福生・瑞穂・立川)
- * 6/21 横田基地周辺自治体要請行動 (羽村)
- * 6/22 三多摩平和運動C結審傍聴支援要請
- * 6/23 横田基地・オスプレイ学習会 (つむぐの会)
- * 6/25 弁護団+原告団会議
- * 6/26 横田基地周辺自治体要請行動 (昭島・武蔵村山)
- * 6/28 結審傍聴&夏季カンパ要請
- * 6/30 横田集会とデモ (横田実)
- * 7/4 結審傍聴&夏季カンパ要請
- * 7/5 なくす会・原告団役員会議
- * 7/6 原告団振替貯金移し替え
- * 7/7 横田基地とオスプレイ学習会 (辺野古に…in 三鷹)
- * 7/9 弁護団+原告団会議
- * 7/13 結審内容のマスコミレクチャー
- * 7/14 オスプレイ連絡会署名 福生駅東口
- * 7/15 交流センター労組関連 学習会とF.W.
- * 7/16 全交・横田基地F.W.
- * 7/18 厚木爆同の横田基地視察打合せ
- * 7/18 オスプレイ…東日本連絡会の東京都要請
- * 7/19 第29回弁論(結審)～集会
- * 7/24 三多摩革新系無所属議員学習会
- * 7/24 オスプレイ連絡会
- * 7/26 昭島駅北口郵便局 振替口座移し替え
- * 8/1 全国基地連第5回総会準備打合せ
- * 8/2 なくす会・原告団役員会議
- * 8/2 弁護団慰労会
- * 8/9 第2次新横田・清水事務局長 お通夜

- * 8/10 第2次新横田・清水事務局長 告別式
- * 8/11 SYC学生キリスト教友愛会 基地案内～学習会
- * 8/25 オスプレイ連絡会の署名 立川北口テラス
- * 8/27 オスプレイ東日本連絡会
- * 9/2 横田基地とオスプレイ 学習会 国立スペースF
- * 9/3 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 9/6 なくす会・原告団役員会議
- * 9/13 NEWS印刷～発送作業
- ★★★★★★以下は横田基地の状況★★★★★★
- ※ 6/23 CV-22・4機飛来
- ※ 7/4 CV-22・1機飛来
- ※ 8/22 10/1 に CV-22 の横田基地正式配備と発表。
- ※ パラシュート降下訓練、戦闘機の飛来は省略
- ※ オスプレイ関連データは別紙参照。
- ☆☆☆☆☆☆☆☆今後の予定☆☆☆☆☆☆☆☆
- * 9/16 NO WAR八王子アクション
- * 9/19～9/21 沖縄県知事選支援行動
- * 9/25 弁護団+原告団会議
- * 9/30 交流センター労組関連団体の集会・デモ
- * 10/1 福生・CV-22 正式配備に反対する集会
- * 10/4 横田基地FW (教育関連労組)
- * 10/4 なくす会+原告団役員会議
- * 10/10 厚木爆同基地案内
- * 10/15 オスプレイ東日本連絡会
- * 10/18 横田集会 (三多摩平和運動C主催)
- * 10/25 学習会 (公民館)+基地FW 九条連
- * 10/30 第五次厚木原告団・町田支部学習会
- * 11/1 なくす会+原告団役員会議
- * 11/15 都職労OB基地案内
- * 11/30 立川地裁判決言い渡し (予定)

ー 10/1 CV-22 オスプレイ正式配備に抗議するー

オスプレイ横田配備反対！抗議集会に参加ください

◎ 10月1日(月)10時～ 福生市フレンドシップパーク

(同封の別紙を参照してください。)

「うるさい！」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

横田基地：042-552-2511
航空自衛隊横田基地：042-553-6611
防衛省北関東防衛局：048-600-1800
防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
外務省：03-3580-3311
東京都庁：03-5321-1111
瑞穂町役場：042-557-0501
羽村市役所：042-555-1111
福生市役所：042-551-1511

抗議先一覧

昭島市役所：042-544-5111
立川市役所：042-523-2111
武蔵村山市役所：042-565-1111
日野市役所：042-585-1111
八王子市役所：042-626-3111
あきる野市役所：042-558-1111
青梅市役所：0428-22-1111
入間市役所：04-2964-1111
飯能市役所：042-973-2111

▶ 沖縄の翁長知事が亡くなった。追悼の新聞記事で、お父さんが沖縄戦の日米をこえた遺骨収拾に尽力した人であることを知った。翁長さんの魂は、今も基地建設阻止を闘う沖縄の人々の中にある、と思う。ご冥福を。▶ 7月27日、札幌市で開かれた全国知事会議が、「日米地位協定改定」初提言をまとめた。3年前、翁長知事が国土の0・6%の面積の沖縄に米軍専用施設の70%が集中する理不尽を指摘し、「日本の安全保障は全国的な課題で、国民全体で考えていく必要がある」と発言したのがきっかけだった。翌年、米軍基地がある11道府県知事による「米軍基地負担に関する研究会」が設置された。その後オスプレイの墜落や部品落下事故がつづき、さらにドイツとイタリアの地位協定を沖縄県が調査。その成果をふまえて、地位協定抜本改定を求める提言採択が決まったのだ。提言は、・米軍にも日本の国内法を適用する、・事件・事故時に自治体職員が基地内に立ち入りできるよう、地位協定に明記する、ことを促している。画期的なことである。▶ 春から夏、オスプレイ横田配備反対連絡会の一員として、基地周辺自治体(5市1町)基地対策担当への申し入れに参加した。「防衛は国の専管事項」という壁は厚く、4月のオスプレイ抜き打ち実質配備に腹を立てた担当者も、喉元過ぎれば一様に「国の

天欄

専権事項」と口をそろえた。周辺住民の「安全」と「被害」だけは自治体も口出しできるともいう。だが実情は、国の防衛担当部署さえ米軍の運用について把握しているわけではない。米軍は国を越えてやりたい放題なのである。この現状を考えれば、全国知事会の決定は画期的なことだと思う。▶ 第9次横田基地公害訴訟結審の日、報告会で中川弁護士が「公共性」について語っていた。裁判で国は、基地は公共の利益を代表し、基地の起こす被害を住民は受忍するべきだと主張した。弁護士は、周辺住民に重大な被害を与える基地は非公共性を示す最たるものだ、と切り返した。その通りだと思う。私たちは、国の政策のあり方に決定権を持つ主権者なのだ。地方自治の精神は、その実現を根底から支えるものだ。▶ 8月は慰霊の季節。今年は国連代表も来日して広島・長崎の追悼式典に参加した。田上長崎市長が朗読した「平和宣言文」の一節、「今、朝鮮半島では非核化と平和に向けた新しい動きが生まれつつあります。…日本 政府には、この絶好の機会を生かし…北東アジア非核兵器地帯の実現にむけた努力を求めます。」…ここにも、反戦と平和を求める地方自治の精神が息づいている。(K) NEWSは大きな文字で、写真やイラスト入れて、文字だけにならないようにと心がけているが、今回は勘弁して(M)